

令和3年度 計量器(はかり)定期検査日程

(1) 集合検査(会場でのはかりの検査)

期 日：令和3年8月17日(火)から9月8日(水)

会場：市内9会場

期 日	時 間	検 査 会 場	所 在 地
8月17日(火)	9:30~12:00 13:30~15:30	松代公民館寺尾分館	松代町柴 342 番地の7
8月18日(水)	9:30~12:00 13:30~15:30	南部働く女性の家	篠ノ井小森 585 番地
8月19日(木)	9:30~12:00 13:30~15:30	市営若穂体育館	若穂綿内 7598 番地の2
8月23日(月)	9:30~12:00 13:30~15:30	松代文化ホール	松代町松代 515 番地の2
8月24日(火)	9:30~12:00 13:30~15:30	若穂隣保館	若穂保科 2853 番地
8月25日(水)	9:30~12:00 13:30~15:30	川中島町公民館	川中島町今井 1762 番地
8月26日(木)	9:30~12:00 13:30~15:30	更北公民館	青木島町大塚 880 番地の5
8月30日(月)	13:00~15:30	真島保健センター	真島町真島 1361 番地の22
8月31日(火)	9:30~12:00 13:30~15:30	南部働く女性の家	篠ノ井小森 585 番地
9月1日(水)	9:30~12:00 13:30~15:30	計量検査室(居町)	長野市居町 74-5
9月2日(木) 二次検査	9:30~12:00 13:30~15:30	松代文化ホール	松代町松代 515 番地の2
9月6日(月) 二次検査	9:30~12:00 13:30~15:30	計量検査室(居町)	長野市居町 74-5
9月7日(火) 二次検査	9:30~12:00 13:30~15:30	市営若穂体育館	若穂綿内 7598 番地の2
9月8日(水) 二次検査	9:30~12:00 13:30~15:30	南部働く女性の家	篠ノ井小森 585 番地

(2) 所在場所検査(使用している場所でのはかりの検査)

期 日：令和3年9月27日(月)から10月15日(金)

対 象：電気式はかりで等級が2級・H級のもの
(その他、持ち運びが困難なものは要相談)

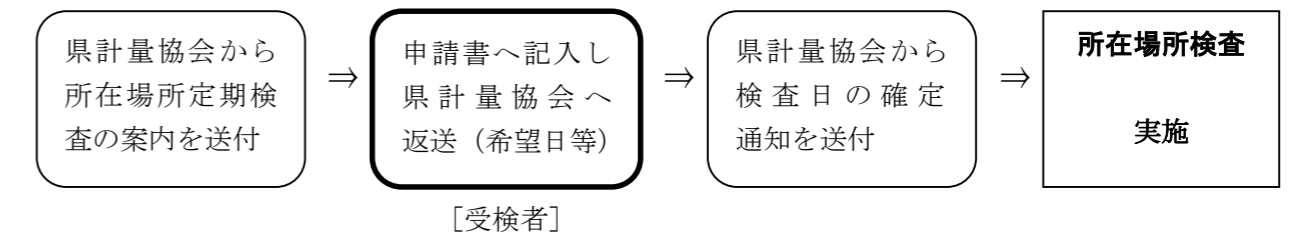
◇ 所在場所検査の申請

電気式はかりのうち、等級^{注1}が2級またはH級のはかりについては、その構造の精密さ、また検査を行う環境等により会場での検査が困難なため、該当するはかりを使用されている方は、申請により、はかりの所在場所で検査を行います。なお、分銅運搬経費として1事業所につき1,100円が別途必要となります。

(注1：はかりの側面に精度等級Ⓜ、H級の印があるもの)

※前回受検された方へは、長野県計量協会から事前に所在場所定期検査の案内を送付します。

<検査までの流れ> 長野県計量協会(電話0263-40-5230)が事務業務を代行します。



電気式はかりについて



(電磁式はかり)



(電気抵抗式はかり)

(誘導式はかり)

■これらの電気式はかりを使用している皆様へ

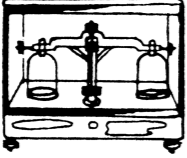
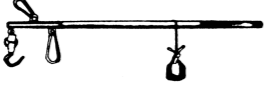

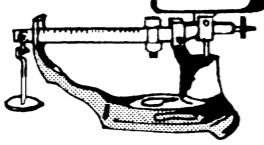
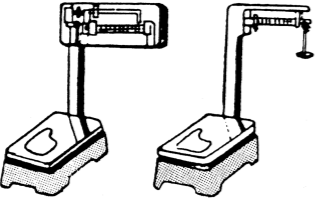
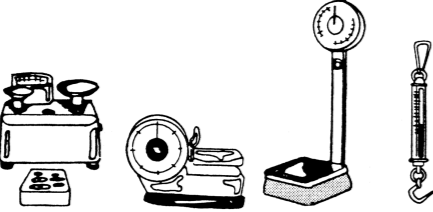

- ・自己補正機能付きはかりについては、補正を行ってから定期検査を受検してください。
- ・事前に補正が行われていなければ不合格となる場合があります。
- ・自己補正については、はかりの説明書に記載されていますので確認してください。
※自己補正(キャリブレーション) = 使用者等が内部分銅及び適正な外部分銅により補正を行うこと
- ・はかりをご使用の際には、普段からも自己補正を行い適正な計量につとめてください。

～ 計量全般についてのお問い合わせは ～

長野市商工観光部商工労働課まで

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 電話 026-224-6751(直通) FAX 026-224-5078

主な定期検査手数料

区分	形状 (一例)	検査手数料
手動天びん		感量がひょう量の 1/10,000 未満・・・・・・・・1,200 円 1/10,000 以上・・・・・・・・ 600 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
棒はかり		ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 300 円 おもり・・・・・・・・ 10 円
皿手動はかり	(等比) (別名上皿天びん) 	600 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
	(手動指示兼用) (不等比) 	600 円 おもり 1 個・・・・・・・・ 10 円
台手動はかり	(無錘式) 	ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 600 円 250kg 以下のもの・・・・ 900 円 500kg 以下のもの・・・・ 2,300 円 1 t 以下のもの・・・・ 3,800 円 おもり 1 個・・・・・・・・ 10 円
指示はかり	(手動指示併用) (ばね式) (直線目盛) 	直線目盛のもの・・・・ 300 円 手動指示併用のもの・・・・ 600 円 ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 600 円 250kg 以下のもの・・・・ 900 円 500kg 以下のもの・・・・ 2,300 円 分銅 1 個・・・・・・・・ 10 円
電気式はかり	(光電式) (誘電式) (電磁式) (音叉振動式) (静電容量式) (電気抵抗式)  運搬が著しく困難である場合、はかりの使用 場所で「定期検査に代わる計量士による検査 (代検査)」を受けてください。	ひょう量が 100kg 以下のもの・・・・ 1,400 円 250kg 以下のもの・・・・ 1,800 円 500kg 以下のもの・・・・ 3,200 円 ※最小表示量がひょう量の 1/10,000 未満のものは倍額

令和3年度 計量器(はかり)の定期検査のお知らせ

■ はかりの定期検査は2年に1回です。

長野市内で、はかりを

取引行為 (商品の売買、運送、取り次ぎ、保管、医薬品の調剤、農産物の売買等) または
証明行為 (病院、医院、官公庁、学校、保育園などでの体重測定、積み荷の重量証明等)

に**使用する方(法人を含む)**は、市が実施する計量器の定期検査を受けなければなりません。

この検査は適正な計量の実施を確保し、社会秩序を維持するために、計量法で定められているものです。

また、取引、証明に使用できるはかりは、検定証印^{注2}または、基準適合証印^{注3}のあるものに限られます。家庭用計量器^{注4}はこれらに使うことはできません。

(注2: 検定証印[㊦] 注3: 基準適合証印[㊧] 注4: 家庭用計量器技術基準適合マーク[㊨])

新しくはかりを購入された場合で、計量法で定められた免除期間内のはかりは、今年の定期検査は免除されます(詳しくは長野市商工労働課 026-224-6751 までお問い合わせください。)

- 1 長野市では市区域を犀川を境に2分割し、令和3年度は犀川以南の区域(大岡、信州新町地区を除く)について定期検査を実施します。
※検査対象地域の方は、裏面日程表の都合の良い会場で受検してください。
- 2 検査には、**手数料**が必要です。(所在場所においては、別に分銅運搬経費**1,100円**が必要です。)
- 3 はかりは、良く掃除をしてお持ちください。
- 4 **分銅やおもり**のあるものは、はかりと一緒に持ちください。
- 5 検査に合格したはかりは、合格ステッカーが貼られ、向こう2年間使用することができます。
- 6 いろいろな理由により、はかりを会場(集合検査)に持参できない場合は、定期検査に代わる計量士による検査(代検査)を受けることで、定期検査が免除されます(別途費用がかかります。)。この方法を希望される方は、長野県計量協会(電話 0263-40-5230)へお問い合わせください。

令和3年度対象

犀川以南の区域(大岡、信州新町地区を除く)
(検査年度=奇数年度)

対象: 篠ノ井、松代、若穂、川中島、
更北、信更

[参考: 令和4年度対象]

犀川以北の区域と大岡、信州新町地区
(検査年度=偶数年度)

第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、
吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、
安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、
大岡、信州新町、中条の各地区

